



各種窓口、制度……1～4P

ひとり親家庭のための相談窓口、制度の内容と
問い合わせ先を紹介しています。



児童扶養手当制度……5～8P



母子家庭等自立支援給付金事業…9～11P

ひとり親家庭のお母さんやお父さんの自立のための
積極的な能力開発を支援しています。
技術の取得、資格の取得、
これからの可能性を探してみませんか。

ひとり親家庭のしおり



母子父子寡婦福祉資金貸付事業……12～14P



香川県ひとり親家庭生活支援事業…15P

ひとり親として家庭を築いていくことになったとき、
子育てのこと、経済的なこと、
様々な問題に直面することと思います。
そのようなときの問題解決の糸口になれば幸いです。

I 各種窓口、制度の紹介

種 別		内 容	問い合わせ先・窓口
相 談	福祉事務所	ひとり親家庭、寡婦をはじめ、生活に困っている方、児童、高齢者、心身障害者の方々の福祉の総合窓口です。	県市福祉事務所 →17ℎ-ジ
	母子・父子自立支援員	福祉事務所（西讃保健福祉事務所を除く）において、ひとり親家庭や寡婦の抱えている様々な問題の相談や就労支援などを行います。	
	香川県ひとり親家庭生活支援事業の相談窓口	専門的知識を持った相談員が育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行います。	特定非営利活動法人子育てネットひまわり →15ℎ-ジ
	児童家庭相談窓口	子どもの養育等についての相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。また、児童虐待の連絡・相談（通告）の窓口です。	お住まいの 市役所・町役場
	子ども女性相談センター 西部子ども相談センター	子ども、家庭に関する問題や、女性の抱える様々な悩み事について専門のスタッフが幅広く相談に応じます。また、児童虐待の連絡・相談（通告）の窓口になり専門的に対応します。	子ども女性相談センター(児童・女性) 西部子ども相談センター(児童のみ) →17ℎ-ジ
	民生委員・児童委員	地域ごとに民生委員・児童委員がおり、身近なところで福祉について相談に応じます。	お住まいの 市役所・町役場
	児童家庭支援センター	子どもと家庭についての様々な悩みについての相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。また、児童養護施設「恵愛学園」と協力して夜間や休日にも対応します。	けいあい 0879 (25) 6067
就 労 支 援	母子家庭等自立支援給付金事業 詳細は9～11Pへ	(自立支援教育訓練給付金事業) 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するため、技術を身に付けるために指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の60%(限度額あり)を支給します。 (高等職業訓練促進給付金等事業) 母子家庭の母又は父子家庭の父が生活の安定につながる資格(例：看護師、介護福祉士、保育士など)の取得を支援するため、資格取得のための養成機関の修業期間の全期間(上限4年)について高等職業訓練促進給付金を、修了時に修了支援給付金を支給します。	県市福祉事務所 →17ℎ-ジ 県子ども家庭課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	(促進資金貸付) 高等職業訓練促進給付金事業の受給者に対し、入学準備金(50万円以内)・就職準備金(20万円以内)の貸付制度があります。なお、養成機関修了後、資格を取得し、県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。 (住宅支援貸付) 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方に対し、住宅の借り上げに必要な資金(7万円以内)の貸付を行います。1年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職をし、就労を1年間継続したときは、貸付金の返還が免除されます。	香川県社会福祉協議会 087(861)5613
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している母子家庭の母等の自立、就労を支援するため、母子・父子自立支援プログラム策定員が、母子・父子自立支援員などと連携し、生活状況、就業への取組など、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定して、継続的に支援します。	お住まいの県市福祉事務所・町役場 (実施していない市もありますのでご注意ください) →17ℎ-ジ 県子ども家庭課
	職業能力開発	県内には公共職業能力開発施設として、3施設があり、専門知識、技能の習得のための職業訓練を実施しています。また、多様なニーズに対応するため、公共職業能力開発施設が民間教育訓練施設を活用した短期コースもあります。	お近くのハローワーク →16ℎ-ジ

種 別		内 容	問い合わせ先・窓口
	製造たばこ小売販売業の許可	母子家庭の母や寡婦は、製造たばこ小売販売業の許可に際して、許可基準の特例が受けられます。	問合せ先：四国財務局理財部 理財課 087(811)7780 申請窓口：日本たばこ産業(株) 香川支社許可事務担当 087(823)6616
経 済 的 支 援	JR 通勤定期の特別割引制度	児童扶養手当を受けている世帯の方(全額支給停止の場合は対象外)が通勤に利用する定期乗車券を購入するときに、市町発行の資格証明書及び購入証明書を提出すると3割引になります。	お住まいの 市役所・町役場 県子ども家庭課
	児童扶養手当 詳細は5～8Pへ	ひとり親家庭で原則18歳未満の児童を養育している方に支給されます。(支給要件あり)	お住まいの 市役所・町役場 県子ども家庭課
	児童手当	0歳から高校生年代(18歳になった後の最初の3月31日)までの児童を養育している方に支給されます。	お住まいの 市役所・町役場
	母子父子寡婦福祉資金の貸付事業 詳細は12～14Pへ	ひとり親家庭の親及び寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童及び寡婦の福祉を増進するため、修学資金など必要な貸付を行います。	お住まいの 市役所・町役場 県福祉事務所 →17ページ 県子ども家庭課
	保育所等の保育料等免除	ひとり親家庭等が保育所等を利用する場合に、保育料等を一部免除する制度があります。(所得制限あり)	お住まいの 市役所・町役場
	保育学生の修学援助	都道府県知事の指定する保育士を養成する学校等の在学中で、学業が優秀で家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる学生に対し、修学資金の貸付を行う制度です。 県内の保育所、認定こども園、預かり保育のある幼稚園等に勤めると貸付金の返還が免除される場合があります。	在学している各学校等
	生活保護	生活に困窮する方に対し、必要な保護を行います。	お住まいの 市役所・町役場
	税制上の優遇措置	母子世帯、父子世帯の方は申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合がありますが、要件があります。(寡婦控除・寡夫控除等)	所得税…税務署 住民税…お住まいの 市役所・町役場
	医 療	子ども医療費助成 子どもをもつ家庭の経済的負担を軽減するために、保険診療にかかる医療費の自己負担分(入院時食事療養費の標準負担額を除く。)を助成する制度です。 ※対象は、高校卒業までの児童です。	お住まいの 市役所・町役場
	ひとり親家庭等医療費助成	医療保険に加入している母子家庭等の母と子、父子家庭の父と子等が必要とする医療を安心して受けられるように、医療機関などに支払った医療保険の自己負担分(入院時食事療養費の標準負担額を除く。)を助成する制度です。原則子が満18歳に達する年度末まで対象になります。	

種 別		内 容	問い合わせ先・窓口
経 済 的 支 援	年 金	遺族基礎年金	一定期間以上加入し、保険料を納めている人（免除されている人を含む）が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫又は子に支給されます。
		遺族厚生年金	一定の資格要件を満たしている人などが死亡したときその人によって生計を維持されていた配偶者などに支給されます。
		寡婦年金	国民年金の1号被保険者として保険料を納付した期間と保険料免除を合算した期間が10年（120月）以上ある夫が老齢基礎年金や障害年金を受けずに死亡したときに、死亡当時、夫によって生計維持され、かつ婚姻期間が10年以上継続している妻（老齢基礎年金を繰上げ支給していないもの）に60歳から65歳に達するまでの間支給されます。
		国民年金の保険料免除制度	経済的理由で国民年金保険料の支払いが困難と認められる場合に保険料が減免される制度です。（所得制限あり）
		離婚時の厚生年金分割制度	合意分割制度と3号分割制度があり分割される対象や方法が異なります。
	就 学 支 援	小・中学校の就学援助	経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品、給食費、修学旅行費などの経費の一部を援助する制度です。
		高等学校等就学支援金	高等学校等の授業料の支援として、高等学校等就学支援金が交付される制度です。（所得制限あり）
		高等学校授業料減免	＜公立高等学校＞ 高等学校等就学支援金制度（所得制限あり）の対象とならない生徒について、経済的理由などで授業料の支払が困難と認められる場合に、授業料を免除する制度です。（所得制限あり）
		私立高等学校専攻科授業料減免	経済的理由などで授業料の支払が困難と認められる場合に、授業料が減免される制度です。（所得制限あり）
		奨学のための給付金	高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するために給付金を支給する制度です。（所得制限あり）
		高等学校等の奨学金	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校高等課程に在学する生徒で、経済的な理由で修学することが困難な生徒に対する奨学金の貸付制度です。（所得制限あり）
		香川県大学生等奨学金	大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第4・5学年及び専攻科）、専修学校（専門課程）に進学しようとする生徒で、意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で進学することが困難な方に対する奨学金の貸付制度です。（所得制限、成績要件及び募集定員あり）Uターン就職を促進するため、卒業後3年以内に県内で居住、就業し、引き続き3年を経過した場合、返還額の一部を免除します。

種 別			内 容	問い合わせ先・窓口
経 済 的 支 援	修 学 支 援	日本学生支援機構第一種奨学金 返還支援制度	大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第４・５学年及び専攻科）、専修学校（専門課程）の主に理工系学部・学科に進学又は在学する学生で、意欲や能力が高く、経済的な理由で修学が難しい方が、卒業後、県内で居住し、「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画の特定分野に位置付けられた業種に就職し、一定期間継続することを要件に、日本学生支援機構の第一種奨学金の返還支援を受けることができる制度です。（所得制限、成績要件及び募集定員あり）	在学している各学校又は県政策課
		日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学金	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒への奨学金の貸付及び給付の制度です。（学力、家計等の基準あり）	在学している各学校
		交通遺児育英会奨学金	交通遺児等に対する奨学金の貸付があります。対象者：高校生、大学生等	公益財団法人交通遺児育英会 0120-521286
	預 貯 金	少額貯蓄非課税制度	遺族基礎（厚生）年金を受給している妻、寡婦年金等の受給者は、元本 350 万円までの預貯金の利息がそれぞれ非課税になります。	銀行等金融機関
		福祉定期預貯金	遺族基礎年金、児童扶養手当（全額支給停止の者を除く）などの受給者は、一般の定期預貯金金利よりも優遇されている定期預金を利用できます。	銀行等金融機関 （実施していない金融機関もありますので、詳しくは各金融機関へお問い合わせください）
生 活 支 援	子育て短期支援事業		保護者の病気や仕事などによって、家庭での養育が困難になった場合等に児童養護施設等において一定の期間養育・保護します。	お住まいの 市役所・町役場 （実施していない市町もあります。）
	子育てホームヘルプサービス		保護者の急病、緊急な用事などにホームヘルパーが育児や家事を一時的に援助します。	
	住 ま い	母子生活支援施設	18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、家庭生活、児童の養育等に関する問題の解決を図るために、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。	お住まいの県市福祉事務所 →17ページ
		公営住宅における 優先入居	県営住宅では、住宅に困窮しているひとり親家庭の方が、入居予約登録を行うことにより、優先的に入居できるよう配慮します。	県営住宅…香川県営住宅管理センター 087（832）3587
			市町営住宅では、住宅に困窮しているひとり親家庭の方が、優先的に入居できるよう配慮している場合があります。	市町営住宅…各市役所・町役場 （実施していない市町もありますので、詳しくは市町へお問合せください）
	放課後児童健全育成事業		昼間保護者のいない小学生を対象に、学校の空き教室等を活用して遊びや生活の場を与える児童クラブが設置されています。	お住まいの 市役所・町役場
	ファミリー・サポート・センター		地域で子どもの預かりや送迎の援助を受けたい人と、その援助を行いたい人とのマッチングを行います。援助対象者は実施市町へお問合せください。※利用には、事前の登録が必要です。	お住まいの 市役所・町役場 （実施していない市町もあります）

児童扶養手当制度

(令和7年4月1日現在)

支給要件

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。手当が支給された方は、これをその趣旨に従って用いなければならないことになっています。

母子家庭	父子家庭
次のいずれかに当てはまる児童を監護している母又は母に代わって養育している方(養育者) 1 父母が離婚した後、父と生計を別にしていない児童 2 父が死亡した児童 3 父が重度の障害の状態にある児童 4 父の生死が明らかでない児童 5 父に1年以上遺棄されている児童 6 父が母の申立てにより保護命令を受けた児童 7 父が引き続き1年以上拘禁されている児童 8 母が婚姻によらないで懐胎した児童	次のいずれかに当てはまる児童を監護し、かつ生計を同じくしている父又は父に代わって養育している方(養育者) 1 父母が離婚した後、母と生計を別にしていない児童 2 母が死亡した児童 3 母が重度の障害の状態にある児童 4 母の生死が明らかでない児童 5 母に1年以上遺棄されている児童 6 母が父の申立てにより保護命令を受けた児童 7 母が引き続き1年以上拘禁されている児童

注) ただし次の場合は、手当は支給されません。

- 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- 児童や手当を受けようとする父若しくは母又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- 父又は母が婚姻しているとき(婚姻の届け出を出してなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます)

手当月額

対象児童	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	46,690円	46,680円～11,010円
2人目以降加算	11,030円	11,020円～5,520円

- 注1) 一部支給額は所得により10円単位で減額されます。
注2) 所得により手当の全部が支給停止される場合があります。
注3) 2人目以降加算は、1人あたりの加算額です。

所得制限限度額

前年の所得が、下表の額以上の方は、その年度(11月から翌年の10月まで)の手当の一部又は全部が支給停止になります。

扶養義務者の所得が所得制限限度額以上になると、その年度の手当の全部が支給停止になります。扶養義務者とは、同居している受給者の父母・兄弟・姉妹・祖父母・子等のうち、最も所得の高い人をいいます。

扶養親族の数	令和5年分所得の所得制限限度額 () 書きは給与所得者の場合、所得に対応する収入額です		
	請求者本人		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円 (1,220,000円)	1,920,000円 (3,114,000円)	2,360,000円 (3,725,000円)
1人	870,000円 (1,600,000円)	2,300,000円 (3,650,000円)	2,740,000円 (4,200,000円)
2人	1,250,000円 (2,157,000円)	2,680,000円 (4,125,000円)	3,120,000円 (4,675,000円)
3人以上	以下所得については380,000円ずつ加算		

限度額に加算されるもの

①請求者本人の場合 同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき15万円

②孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合

老人扶養親族1人につき6万円(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く)

所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－下記の諸控除－80,000 円(社会保険料相当額)＋養育費の 80%

＜各種控除額＞

障害者控除	270,000 円	医療費控除	住民税で控除された額
特別障害者控除	400,000 円	配偶者特別控除	
勤労学生控除	270,000 円	小規模企業共済等掛金控除	
寡婦控除	270,000 円	雑損控除	
		配偶者特別控除	
ひとり親控除	350,000 円	令和3年度以降の母による受給の場合は、寡婦控除、ひとり親控除は適用されません。また、父による受給の場合は、ひとり親控除は適用されません。	
公共用地取得による土地代金の特別控除	800 万円～5,000 万円	長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る以下の特別控除額 ① 公共事業などのために土地建物を買った場合 5,000 万円 ② 居住用財産を買った場合 3,000 万円 ③ 特定土地区画整理事業などのために土地を買った場合 2,000 万円 ④ 特定住宅地造成事業などのために土地を買った場合 1,500 万円 ⑤ 平成 21 年及び平成 22 年に取得した国内にある土地を譲渡した場合 1,000 万円 ⑥ 農地保有の合理化などのために土地を買った場合 800 万円 ⑦ 上記の①～⑥のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000 万円	

手当額の計算方法

第 1 子 手 当 額＝ 46,690 円 － ((受給者の所得額－所得制限限度額) × 0.0256619 + 10)

第 2 子以降加算額＝ 11,030 円 － ((受給者の所得額－所得制限限度額) × 0.0039568 + 10)

※受給者の所得額… 収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の 8 割相当額を加算した額です。

※所得制限限度額… 所得制限限度額は、扶養親族等の数に応じて変わります。

※0.00256619 等の係数は固定された数値ではありません。物価変動等の要因により改定される場合があります。

申請手続きについて

申請者本人が、認定請求書に必要書類を添えてお住まいの市町の窓口で申請してください。審査の結果、認定されれば申請の翌月分から手当が支給されます（奇数月に年6回、各2か月分をまとめて受け取ることができます。）

添付書類 戸籍謄本（申請者と対象児童のもの）

養育費等に関する申告書

支払金融機関の預金通帳の写し など

支給要件事由により、提出していただく書類が異なるほか、申請者の状況により、別途書類を提出していただく場合がありますので、詳しくは市町の窓口にお問い合わせください。

※児童扶養手当の申請にはマイナンバーが必要です。申請者本人・児童・扶養義務者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を窓口にお持ちください。

手当の受給開始から5年等を経過した場合の一部支給停止について

母又は父に対する手当は、手当の受給開始から5年又は支給要件に該当した月から7年を経過したときのいずれか早い月から、手当額の一部が支給停止されることとなっています。（認定請求をした日に、満3歳未満の児童を監護している受給資格者については、児童が満8歳に達した月の翌月から手当額の一部が支給停止されることとなっています。）

ただし、就労している方、求職活動中の方、自立に向けた職業訓練中の方、あるいは障害や疾病などにより就労できない正当な理由がある方などは、そのことを証明する書類を添えて「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出することにより、次の現況届の時まで、従来どおりの支給を受けることができます。

手当を受けている方の届出

受給中は次のような届出が必要です。

届出が遅れたり、提出しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、支給済みの手当を返還していただくことになりますので、必ず本人が、提出してください。

現況届	受給資格者全員が、毎年8月1日から8月31日までの間に必要な書類とともに提出します。この届を提出しないと、その年の11月以降の手当の支給を受けることができなくなります。また、2年間現況届を提出しないしていると、時効により受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
一部支給停止適用除外事由届出書	受給開始から5年又は支給要件に該当した月から7年を経過するとき以降の毎現況届時に関係書類とともに提出します。
その他の届出	住所・氏名・銀行口座を変更したとき、受給者が死亡したとき、所得制限限度額以上の扶養義務者と生計同一となったとき、又は別居したとき、公的年金を受給するようになったときなど

次のような場合は受給資格がなくなります

- 手当を受けている父又は母が婚姻したとき（内縁関係、同居等を含みます。）
- 母子家庭…児童を監護・養育しなくなったとき（児童の施設入所、里親委託、婚姻を含みます）
- 父子家庭…児童と生計が別になったとき（児童の施設入所、里親委託、婚姻を含みます）
- 受給資格者又は児童が、日本国内に住所を有しなくなったとき
- 児童が、死亡したり行方不明になったとき
- 遺棄などの理由で、家庭を離れていた父又は母が、電話や手紙で連絡してきた、仕送りがあった又は帰宅したとき
- 刑務所に拘禁されていた父又は母が、出所したとき（仮出所を含む）

* 事実婚が疑われる場合は、児童扶養手当支給要件該当の有無を調査することがあります。ご理解ください。

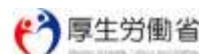
* 児童扶養手当法第35条により、偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。

支払いスケジュール

令和7年8月に提出いただく現況届により、1年間（令和6年11月～令和7年10月）の手当額が決定します。各月の支払時期は以下のとおり2か月分ずつ年6回支払います。



【大切なお知らせ】
児童扶養手当を受給されている皆さまへ



**「児童扶養手当」と「公的年金等」の
両方を受給する場合は、手続きが必要です！**

公的年金等を受給する場合の児童扶養手当について

児童扶養手当は、

公的年金等（*1）を受けるときは、
手当額の全部又は一部を受給できません（*2）。

（*1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

（*2）公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、
その差額分を児童扶養手当として支給します。



そのため、以下の手続きを必ず行ってください。

● **公的年金等を新たに受給する場合**

→ **速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。**

必要な手続▶ お住まいの市区町村の児童扶養手当窓口にお越しいただき、
・ 公的年金給付等受給状況届
・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）
等を提出してください。

- **公的年金等が過去に遡って給付される場合や、
公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合**
→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。**手続きは早め**に行うようご注意ください。

Ⅲ 母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭のお母さんは、職に就いていた人ばかりではなく、専業主婦であったために、就職に際して十分な準備のないまま生活のために働かなければならず、生計を支えるのに十分な収入を得ることが困難な方が多いのが現状です。また、父子家庭のお父さんにつきましても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭のお母さんと同じような困難を抱えている方がいらっしゃいます。そこで、技術を身に付けるための通信教育や養成機関への通学、資格取得のための1年以上の修業など、個々の母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの積極的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とした給付金です。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%（1万2千円を超える場合で上限：修業年数×40万円※・160万円を超える場合は160万円）が支給されます。（雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額を支給。給付金は雑所得に該当。）

※一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の場合は20万円

支給については、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にお住まいの市（町在住の方は県）にご相談ください。

対象者（要件）

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方
●就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること

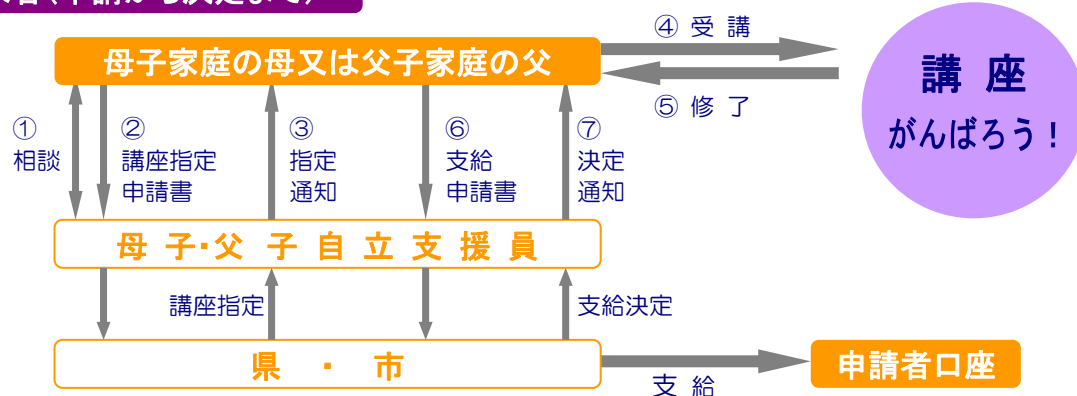
- 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

対象となる講座

自立支援教育訓練給付金事業の対象となる講座は、次のとおりです。

- 雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座又はこれらに準じる講座で専門資格取得が可能なもの。
- 就職に結びつく可能性の高い講座 ※全てが対象ではありません。事前に確認してください。

対象者（申請から決定まで）



支給割合の一部拡充

雇用保険制度の「専門実践教育訓練給付」の指定講座（専門資格の取得が目的のものに限る）を受講する場合、修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%（上限20万円）を追加支給することが可能となりました。※ハローワークからの訓練給付を受けられない方に限る

支給方法の見直し(R6.8.30以降の講座指定のみ)

これまでカリキュラムがすべて修了した後に一括して支給していましたが、次のすべての条件を満たした場合、6ヶ月ごとの分割支給が可能となりました。

- 専門実践教育訓練給付の指定講座等を受講しているが給付が受けられない。
- 令和6年8月30日以降に講座指定している。
- 教育訓練施設が6ヶ月ごとの受講証明書を発行可能としている。※
※受講を考えている教育訓練施設にあらかじめ発行可能かご確認ください。

必要書類

講座指定申請に必要な書類

- 受講対象講座指定申請書
 - 戸籍謄(抄)本：母子家庭又は父子家庭であることがわかるもの
 - 世帯全員の住民票の写し
 - 母子・父子自立支援プログラム※の写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
 - 教育訓練給付金支給要件回答書
 - マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ※母子・父子自立支援プログラムの策定は1pを参照

・マイナンバー連携により、省略できる書類があります。
・場合によっては、書類を追加していただくことがあります。

支給申請に必要な書類

- 自立支援教育訓練給付金支給申請書
- 戸籍謄(抄)本：母子家庭又は父子家庭であることがわかるもの
- 世帯全員の住民票の写し
- 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
- 受講対象講座指定通知書
- 教育訓練施設の長が発行する教育訓練修了証明書
- 教育訓練経費にかかる領収書
- マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類：教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書

＜追加支給＞

- 自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）
- 戸籍謄(抄)本：母子家庭又は父子家庭であることがわかるもの
- 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
- 教育訓練施設の長が発行する教育訓練修了証明書
- 教育訓練経費にかかる領収書
- 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類：教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書
- 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

＜分割支給＞

- 教育訓練施設の長が発行する受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書）

注意！

受講前の相談が必要です。既に開始している講座については、対象講座であっても支給対象にはなりません。
最寄りの福祉事務所の母子・父子自立支援員に必ずご相談ください。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間（※上限4年）について、「高等職業訓練促進給付金」を、また、修業期間修了時に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものです。

区 分	訓練促進給付金	修了支援給付金	◎対象となる養成機関は、県市福祉事務所でお問い合わせください。 ◎父子家庭のお父さんについては平成25年度入学生から対象になりました。
市町村民税非課税世帯	月額 100,000 円	50,000 円	
市町村民税課税世帯	月額 70,500 円	25,000 円	

（訓練促進給付金は修業期間の最後の12ヵ月のみ40,000円が加算されます。）
※准看護師養成機関を修了した方が引き続き看護師養成機関で修業する場合は、通算4年間支給されます

対象者(要件)

- 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準の母子世帯又は父子世帯であること
※ただし、本給付金を受給している方の所得が児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者としてします。
 - 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
 - 仕事または育児と修業の両立が困難であること
 - 過去に高等職業訓練促進給付金を受給していないこと
- (注)雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金のほか、重複できない給付金がありますので、詳しくは母子・父子自立支援員にご相談ください。

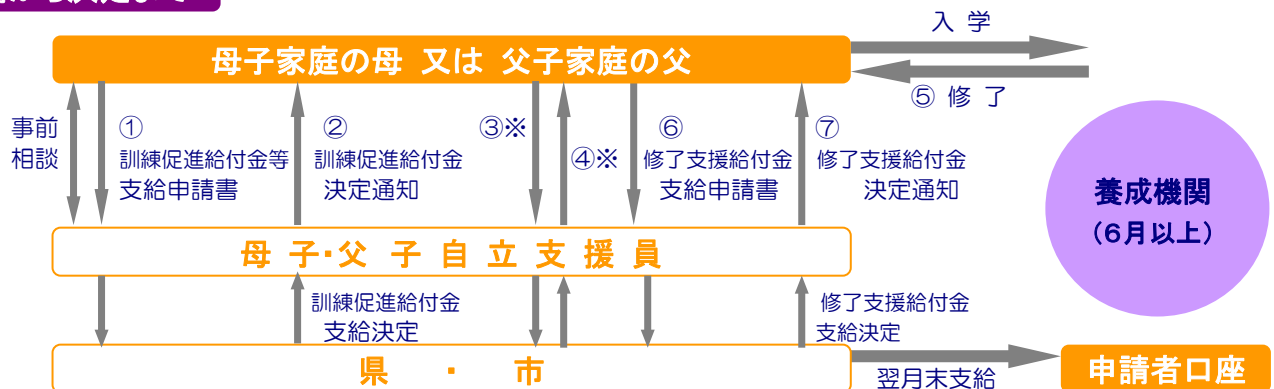
対象となる資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士など

対象資格については母子・父子自立支援員にご相談ください。

(介護福祉士の2年コースは、ハローワークで実施している求職者支援制度の活用をまずご検討ください。)

申請から決定まで



③※課税状況等届（8月に課税状況が変わるので、7月以前からの受給者が8月以降全額支給を希望する時には、継続・増額にかかわらず必ず提出してください。）

④※訓練促進給付金支給額変更決定通知

必要書類

訓練促進給付金支給申請時

- 高等職業訓練促進給付金等支給申請書（高等職業訓練促進給付金に○をつける）
- 戸籍謄（抄）本：母子家庭又は父子家庭であることがわかるもの
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- 同一世帯に属する全員の市町村民税納税証明書又は非課税証明書
- 本人が確定申告をした場合は確定申告の控えの写し
- 養成機関の長が証明する入校証明書
- マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

修了支援給付金支給申請時

- 高等職業訓練促進給付金等支給申請書（高等職業訓練修了支援給付金に○をつける）
- 戸籍謄（抄）本：母子家庭又は父子家庭であることがわかるもの※※
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書※※
- 同一世帯に属する全員の市町村民税納税証明書又は非課税証明書
- 本人が確定申告をした場合は確定申告の控えの写し
- 修了証明書の写し
（※※修業開始日及び修了日の状況を証明できるものが必要です。）
- マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

注意！

マイナンバー連携により、省略できる書類があります。また、場合によっては、書類を追加していただくことがあります。

訓練促進給付金を受給している間は、毎月、「出席状況に関する報告書」を母子・父子自立支援員を通して県（市）に提出していただきます。提出がない場合及び出席日数が1日もない場合は、訓練促進給付金は支給されません。

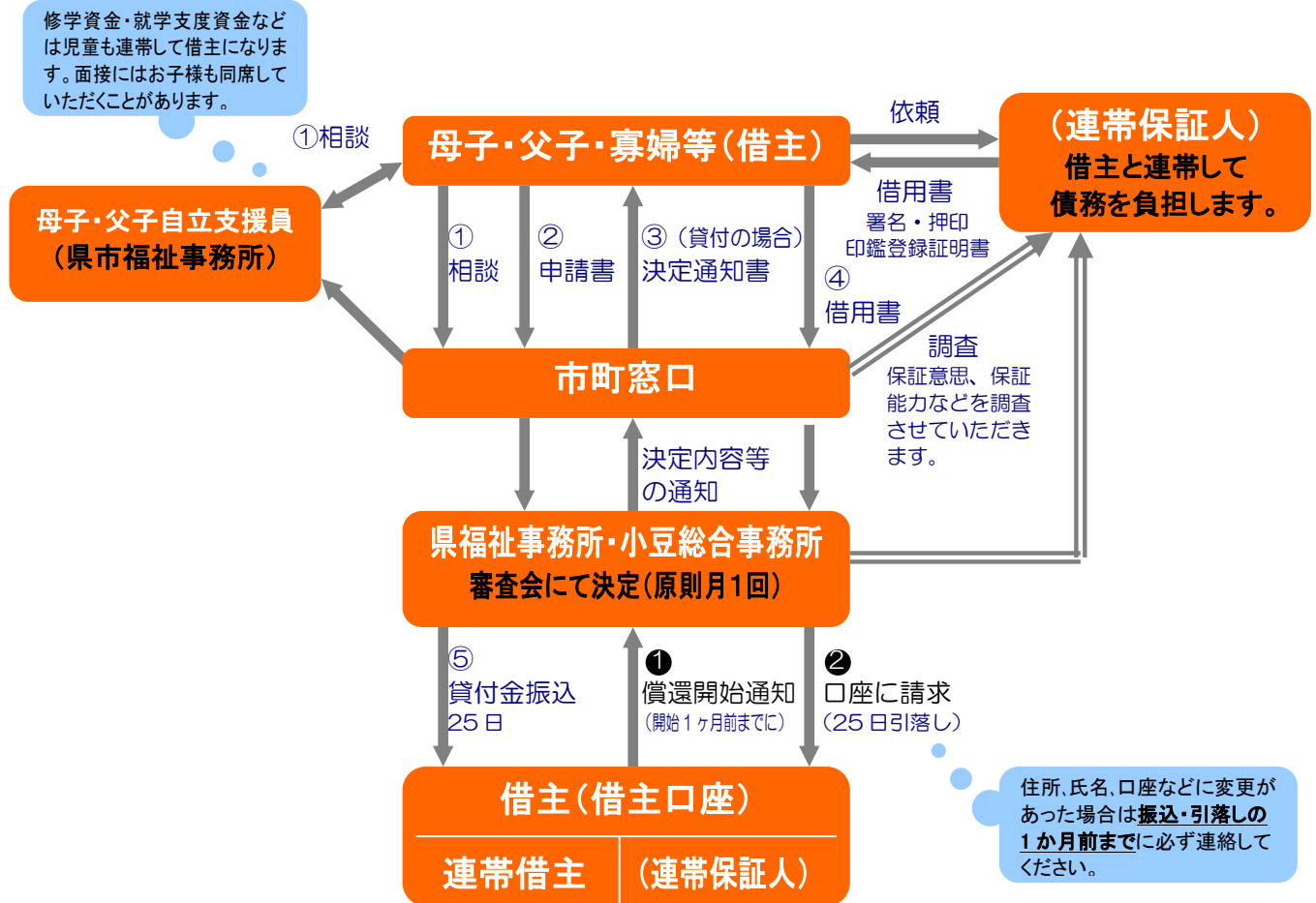
◆お問い合わせ先

お住まいの市福祉事務所、県福祉事務所、小豆総合事務所の母子・父子自立支援員へ

Ⅳ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭及び寡婦等の自立や児童の健やかな育成を支援するため、次のような貸付制度があります。この貸付制度は、長い間母子家庭及び寡婦の方々の信頼と誠意で続けられてきました。償還金が、次に借りたい方の資金となります。

貸付金には、修学資金、就学支度資金など 12 種類の資金（13～14ページ参照）があります。無理のない償還計画をたて、有効に活用しましょう。



○申請書が提出されてから振込まで約 1 か月～2 か月（事業関係の資金は長くて 3 か月）かかります。十分時間に余裕を持ってご相談ください。償還計画に無理がある場合、借受額の見直しをお願いしたり、場合によっては貸付できないこともあります。

また、追加資料をお願いすることもあります。

○事前に相談いただかないと貸付に該当しないケースもあります。また、転宅資金は転居先で申請することになります。まずは、ご相談を！

○貸付金は必ず償還していただきます。連帯借主・連帯保証人は借主と同等の責任があります。

○納期限までに支払われなかった場合は、年 3 % の違約金をお支払いいただきます。また、平成 22 年 4 月以降の貸付契約については、2 回償還を怠った場合、一括償還していただくようになりましたので、ご注意ください。

相談窓口

お住まいの市役所、町役場へ（郡部の方は、県福祉事務所・小豆総合事務所に直接お電話いただいても結構です。）

申請窓口

お住まいの市役所、町役場

母子父子寡婦福祉資金貸付の概要(令和7年4月1日現在)

資 金 の 種 類			貸 付 限 度 額			利子	据 置 期 間	償還期限 据置期間後
事業開始資金			3,580,000			無利子 (原則)	貸付の日から 1 年	7 年以内
事業継続資金			1,790,000			無利子 (原則)	貸付の日から 6 か月	7 年以内
修学資金 注意② 注意⑥	高等学校 専修学校 (高等課程)		月額 (1年自宅) 注意⑤	国公立	27,000	無利子	修学終了後6か月	20 年以内
	高等専門学校			私 立	45,000			
				国公立	31,500			
	短大 専修学校 (専門課程)			私 立	48,000			
				国公立	67,500			
	大学			私 立	(短) 93,500 (専) 89,000			
				国公立	71,000			
大学院		私 立	108,500	5 年以内				
専修学校 (一般課程)		修 士	132,000					
		博 士	183,000					
					54,000			
就学 支度 資金 注意②	小学校		64,300			無利子	修学終了後 6 か月	修学 5 年以内 (修学資金 と同時貸付 の場合、修 学資金と同 じ期間)
	中学校		81,000					
	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立 私立	自 宅	150,000				
			自宅外	160,000				
			自 宅	410,000				
			自宅外	430,000				
	国公立大学・短大・高等専門 学校等		自 宅	410,000				
			自宅外	430,000				
	私立大学・短大・高等専門学 校等		自 宅	580,000				
			自宅外	590,000				
	大学院		国公立	380,000				
			私 立	590,000				
	修業施設等	中学卒業者 高校卒業者	自 宅	150,000				
			自宅外	160,000				
自 宅			272,000					
自宅外			282,000					
技能習得資金 注意(7)			月額 68,000 (特別) 816,000			無利子 (原則)	技能習得期間満了後 1 年	20 年以内
修業資金 注意(2)			月額 68,000 (特別) 460,000			無利子	修業期間満了後 1 年	20 年以内
就職支度資金 注意(2)			110,000 (特別) 340,000			無利子 (原則)	貸付けの日から 1 年	6 年以内
医療介護資金			医療	340,000 (特別) 480,000		無利子 (原則)	医療又は介護期間満了後 6 か月	5 年以内
			介護	500,000				
生活 資金	技能習得期間中 注意(7)		月額 141,000			無利子 (原則)	技能習得期間満了後 6 か月	20 年以内
	医療又は介護期間中		月額 114,000				医療・介護期間満了後 6 か月	5 年以内
	失業貸付		生活安定貸付については 合計 2,736,000 円を限度とする。 (生活安定期間中の養育費取得 の 裁 判 費 用 に つ い て は、 1,236,000 円を限度として一括 貸付け可) 緊急生活安定貸付については、 児 童扶養手当に準拠した額 (全部支 給の額) の範囲内とする。				5 年以内	
	生活安定貸付						貸付期間満了後 6 か月	8 年以内
	緊急生活安定貸付							10 年以内
住宅資金			1,500,000			無利子 (原則)	貸付けの日から 6 か月	6 年以内
			(特別) 2,000,000					7 年以内
転宅資金			260,000			無利子 (原則)	貸付けの日から 6 か月	3 年以内
結婚資金			330,000			無利子 (原則)	貸付けの日から 6 か月	5 年以内

注意 (1) 貸付を受ける場合は原則連帯保証人が必要となります。連帯保証人は借主と連帯して債務を負担します。

(2) 修学資金、修業資金、就職支度資金 (子に係るもの)、就学支度資金については親が貸付を受ける場合、児童が連帯債務者にならなければなりません。児童も親と共に返済の義務を負うことをご了承の上申請していただきます。また、就学資金や就学支度資金やの貸付けを利用する者が大学等による修学の支援に関する法律 (令和元年法律第 8 号) に基づく高等教育の就学支援新制度を利用する場合には貸付限度額が変わることがあります。他制度との併用については事前にご相談ください。

(3) 納期限までに支払われなかった場合は、年 3% の違約金が徴収されます。また、2 回償還を怠ったときは、一括償還していただきます。

(4) 上記の貸付限度額及び償還期限は上限であり、貸付額及び償還期限は相談の上で決定します。

(5) 修学資金の限度額は学年等によって異なります。

(6) 修学資金については香川県高等学校等奨学金、香川県大学生等奨学金、香川育英会奨学金との併用はできません。28 年 4 月 1 日から、日本学生支援機構から奨学金を受けている場合は、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸付が受けられます。

(7) 技能習得資金及び技能習得期間中の生活資金を併用する場合で、貸付合計額が 300 万円未満の場合の償還期限は、据置期間経過後 10 年以内です。 (13)

貸付対象等	必要書類	
	共通	資金別
事業を開始するために必要な経費（設備、什器、機械等購入費）	<借主について必要なもの> (1) 貸付申請書 (2) 戸籍謄(抄)本 (3) 所得状況が確認できるもの (4) 納税状況が確認できるもの (5) 貸付申請時・償還開始時の生活状況のわかるもの (6) 確認書 (7) マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ※戸籍謄(抄)本については、現在の状況（母子家庭等であること）がわかるものをご用意ください。 ※児童にかかる貸付の場合は、児童との関係がわかる戸籍謄(抄)本をご用意ください。 <連帯保証人について必要なもの> ① 所得状況が確認できるもの ② 納税状況が確認できるもの ③ 確認書	(8) 事業計画書（第2号様式） (9) 事業概要書 (10) 必要経費を確認できる書類（見積書等） (11) 連帯債務に関する公正証書
事業を継続するために必要な経費（商品・材料等を購入する資金等）		
児童及び子の修学に必要な資金（授業料、書籍代、交通費等）		(8) 学校長の在学証明書（入学前に申請する際は、入学の予定を確認できるもの：合格通知等） (9) 必要経費見積書 (10) 児童本人が借主又は連帯借主となる場合は、法定代理人の同意書
就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金		(8) 入学又は入所を許可されたことを証するもの (9) 必要経費見積書 (10) 児童本人が借主又は連帯借主となる場合は、法定代理人の同意書
母（父）及び寡婦が知識・技能を習得するのに必要な資金（高等学校で修学する場合も対象）※習得期間中5年以内		(8) 技能習得又は修業する施設長の証明書 (9) 必要経費見積書 (10) 児童本人が借主となる場合は、法定代理人の同意書（修業資金のみ）
子が知識技能を習得するのに必要な経費※習得期間中5年以内		
母（父、寡婦）及び子が就職するために必要な資金		(8) 就職先の証明書及び経費見積書 (9) 児童本人が借主となる場合は、法定代理人の同意書（就職支度資金のみ）
母（父、寡婦）及び子が医療を受けるのに必要な経費		(8) 医師の診断書
母（父、寡婦）が介護を受けるのに必要な経費		(8) 負担額を証するもの
知識技能を習得している期間中、医療もしくは介護を受けている期間中、失業期間中の母（父、寡婦）並びに、母子家庭（父子家庭）となつて間もない（7年未満）期間中及び児童扶養手当受給相当まで収入が減少し児童扶養手当を受給していない期間中の、母（父）の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金		(8) 負担額を証するもの (8) 医師の診断書あるいは介護費用のわかるもの (8) 雇用保険受給資格者証又は、離職証明書
住宅の建設、購入、補修		(8) 必要生活費がわかるもの (9) 養育費取得にかかる裁判費用を証するもの（裁判の場合）
改築、増築等に必要な経費		(8) 申請月の前月の収入額を確認できるもの
引越す際に必要な住宅の賃借に必要な経費※転居先の窓口で申請することになります。		(8) 住宅設計計画書（第3号様式） (9) 経費見積書
母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が扶養している児童の婚姻に必要な経費		(8) 経費見積書 (9) 転宅の予定が確認できるもの（申込書など）
		(8) 負担額を証するもの

(8) 生活資金の緊急生活安定貸付の貸付期間は原則3か月以内です。

(9) 貸付金の支払には1か月～2か月かかります。余裕を持ってご相談ください。

(10) 個々の事情により、書類を追加していただくことがあります。ご了承ください。

(11) 借財の返済など資金目的外への利用が明らかになった場合は、開始に遡って貸付を停止させていただきます。（返還金が生じます。納期限までに支払われなかった場合は、年3%の延滞金が徴収されます。）退学など、目的を達成できなくなった時も、その時点で貸付を停止させていただきます。（償還開始時期が早まりますので、ご注意ください。）

(12) 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、当該工事契約・着工後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

(13) 現在、本資金の償還金を滞納している方や、他の公的な借入金や租税、公共料金等を滞納している方、また多重債務のある方については、新たな貸付はできません。

① 相談支援事業

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの多くは、家計管理、育児や自身の健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えていらっしゃいます。しかし、就業や家事等日々の生活に追われ、ひとりで問題を抱えたままの方も少なくありません。そこで、SNS等を活用した生活に関する悩み相談体制の充実を図るとともに、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の開催等を行っています。（NPO 法人子育てネットひまわりに委託し実施）

（１）電話及びSNS（LINE）を活用した相談窓口

専門的知識を持った相談員が育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や母子・父子自立支援員等の各種支援策の担当者等への取り次ぎを行います。

①対面による相談窓口

平日 9:00～17:00

②電話による相談窓口

平日、土日祝 9:00～17:00

※土日祝日は相談受付のみ（緊急の場合を除く）

③LINEによる相談窓口

平日、土日祝 9:00～17:00

※土日祝日は相談受付のみ（緊急の場合を除く）



（２）家計管理・生活支援講習会、情報交換会

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会やひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う座談会等を行っています。

【相談・お問合せ先】

NPO 法人子育てネットひまわり

住所 香川県高松市出作町 382-1 酒井ハイツ 110

電話番号 平日 087-816-5053

土日祝 080-3920-8294

ホームページ <http://himawarinet.c.ooco.jp/>

② 子どもと別居親との親子交流支援（郡部）

離婚などにより離れて暮らすこととなった親と子どもが定期的な交流を持つことは、子どもの健やかな成長の助けとなります。

NPO 法人面会交流支援センター香川は、親子交流を支援する第三者機関として、父母間の連絡・調整、子どもの受け渡し、付き添い、見守りなどを行っています。

県では、郡部（町）在住の方を対象に、NPO 法人面会交流支援センター香川の利用料の一部を補助しています。

親子交流についてのお問い合わせや支援申し込みは、NPO 法人面会交流支援センター香川までお問い合わせください。

【相談・お問合せ先】

NPO 法人面会交流支援センター香川

電話番号 090-1006-1190

ホームページ <https://menkai-kagawa.com/support/>

問い合わせ先、相談窓口

各種電話等相談

相 談 内 容	相 談 電 話 等		相 談 日
家庭教育・しつけ・子育ての悩み や心配ごと	087 (813) 2040	子育て電話相談 (香川県教育センター)	通年 9時～21時
おおむね 18 歳までの子どもが 抱える悩みや心配ごと	087 (813) 3119	子ども電話相談 (香川県教育センター)	
少年の問題行動や犯罪被害など	087 (837) 4970	少年サポートセンター (香川県警察本部 生活安全部人身安全・少年課)	月～金 9時～17時
	0877 (33) 3015	中讃少年サポートセンター (香川県警察本部 生活安全部人身安全・少年課)	
18 歳未満の子どもに関する悩み や心配ごと	087 (862) 4152	子どもと家庭の電話相談 (香川県子ども女性相談センター)	月～土 9時～21時
女性の抱える悩みや心配ごと	087 (835) 3211	女性相談電話 (香川県子ども女性相談センター)	月～土 9時～21時
性犯罪の被害にあったとき	#8103	性犯罪被害専用相談電話「ハートフルライン」 (香川県警察本部 広聴・被害者支援課 犯罪被害者 支援室)	24 時間対応
	087-831-9110 (FAX可) 0120-694-110		※土日、祝日及び勤務時間外は、 香川県警察本部当直員が対応し ます。
子育ての不安・家庭や親子関係に 対する不安など、子どもや子育て に関する相談全般	県 LINE アカウント 「親子のための相 談 LINE」	以下の二次元コード (QR コード) を読み取 り、「友だち追加」してください。 	月～金 15時～20時

(祝日・年末年始を除く)

年金事務所

名 称	所 在 地		電 話 番 号
日本年金機構 高松東年金事務所	〒760-8543	高松市塩上町三丁目11-1	087 (861) 3866
日本年金機構 高松西年金事務所	〒760-8553	高松市錦町二丁目3-3	087 (822) 2840
日本年金機構 善通寺年金事務所	〒765-8601	善通寺市文京町二丁目9-1	0877 (62) 1662
日本年金機構 街角の年金相談窓口-高松分庁	〒760-0028	高松市鍛冶屋町3番川三友ビル5F	年金給付関係のみ取扱い 087 (811) 6020 ※この電話は年金相談予約専用電話です。

公共職業安定所 (ハローワーク)

名 称	所 在 地		電 話 番 号
高松公共職業安定所	〒761-8566	高松市花ノ宮町二丁目2-3	087 (869) 8609
しごとプラザ高松 (マザーズコーナー)	〒760-0029	高松市丸亀町 13-2	087 (823) 8609
丸亀公共職業安定所 (マザーズコーナー)	〒763-0033	丸亀市中府町一丁目6-36	0877 (21) 8609
坂出公共職業安定所	〒762-0001	坂出市京町 2-6-27 坂出合同庁舎2階	0877 (46) 5545
観音寺公共職業安定所	〒768-0067	観音寺市坂本町七丁目8-6	0875 (25) 4521
さぬき公共職業安定所	〒769-2301	さぬき市長尾東 889-1	0879 (52) 2595
さぬき公共職業安定所東かがわ出張所	〒769-2601	東かがわ市三本松 591-1	0879 (25) 3167
土庄公共職業安定所	〒761-4104	小豆郡土庄町甲 6195-3	0879 (62) 1411

香川県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課	〒760-8570 高松市番町四丁目1-10	087 (832) 3283
香川県子ども女性相談センター	〒760-0004 高松市西宝町二丁目6-32	087 (862) 8861
香川県西部子ども相談センター	〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目526	0877 (24) 3173

福祉事務所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 区 域
高松市福祉事務所	〒760-8571 高松市番町一丁目8-15	087 (839) 2353	高松市
丸亀市福祉事務所	〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4-21	0877 (24) 8808	丸亀市
坂出市福祉事務所	〒762-8601 坂出市室町二丁目3-5	0877 (44) 5027	坂出市
善通寺市福祉事務所	〒765-8503 善通寺市文京町二丁目1-1	0877 (63) 6365	善通寺市
観音寺市福祉事務所	〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1-1	0875 (23) 3962	観音寺市
さぬき市福祉事務所	〒769-2395 さぬき市寒川町石田東甲935-1	0879 (26) 9905	さぬき市
東かがわ市保健福祉事務所	〒769-2792 東かがわ市湊1847-1	0879 (26) 1229	東かがわ市
三豊市福祉事務所	〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875 (73) 3016	三豊市
香川県東讃保健福祉事務所	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2	0879 (29) 8253	木田郡・香川郡
香川県小豆総合事務所	〒761-4121 小豆郡土庄町洲崎甲2079-5	0879 (62) 1373	小豆郡
香川県中讃保健福祉事務所	〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目526	0877 (24) 9960	綾歌郡・仲多度郡
香川県西讃保健福祉事務所	〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目3-18	0875 (25) 3082	(観音寺市・三豊市)

町役場 ひとり親家庭支援担当課

名 称	所 在 地	電 話 番 号
土庄町健康福祉課	〒761-4192 小豆郡土庄町洲崎甲1400-2	0879 (62) 7002
小豆島町健康づくり福祉課	〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲44-95	0879 (82) 7038
三木町こども課	〒761-0692 木田郡三木町大字氷上310	087 (891) 3322
直島町住民福祉課	〒761-3110 香川郡直島町1122-1	087 (892) 2223
宇多津町保健福祉課	〒769-0292 綾歌郡宇多津町1881	0877 (49) 8003
綾川町子育て支援課	〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮299	087 (876) 6510
琴平町子ども・保健課	〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井817-10	0877 (75) 6705
多度津町健康福祉課	〒764-8501 仲多度郡多度津町米町三丁目3-95	0877 (33) 1134
まんのう町福祉保険課	〒766-8503 仲多度郡まんのう町吉野下430	0877 (73) 0124

養育費と親子交流

平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「親子交流（面会交流）」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。この改正民法は平成24年4月1日から施行されています。

養育費とは

子どもを監護・教育するために必要な費用です。
親の子どもに対する養育費の支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務だとされています。

親子交流とは

子どもと離れて暮しているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。（県の親子交流支援は15pをご覧ください。）

養育費や親子交流の取り決め等に悩んでいる方は、まずはお住まいの市や県の福祉事務所の母子・父子自立支援員に相談してください。養育費等相談支援センターでも相談できます。

養育費・親子交流相談支援センター

- 電話相談 平日（水曜日を除く）午前10時～午後8時、水曜日 午後0時～午後10時、土曜日・祝日 午前10時～午後6時
03-3980-4108（ご希望によりセンターが電話をかけ直して電話料金を負担します。）

0120-965-419（携帯電話からは使用できませんので、上記番号におかけください。）

- メール相談 info@youikuhi.or.jp
- ホームページによる情報提供 <http://www.youikuhi-soudan.jp/>

養育費・親子交流相談支援センター

検索